

## 東京都障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

平成 28 年 6 月 15 日

28 福保障計第 452 号

### (目的)

第 1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）第 17 条の規定に基づき、東京都障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携推進、差別の解消に資する効果的な取組の検討、障害特性及び障害者への理解を促進するための普及啓発・研修等について協議を行うことにより、障害を理由とする差別を解消する取組を推進する。

### (所掌事項)

第 2 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携等に関する事項
- (2) 障害特性及び障害者への理解を促進するための普及啓発・研修等に関する事項
- (3) 障害者差別解消法に係る取組に関する事項
- (4) その他、障害者の差別解消及び障害者の権利擁護に関する事項

### (構成員等)

第 3 委員は、障害当事者・家族等関係団体、事業者等関係団体、有識者等により構成する。

- 2 委員は、福祉保健局長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、選任の日から 2 年以内において福祉保健局長が定める期間とし、再任を妨げないものとする。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (臨時委員)

第 4 協議会に、審議の必要に応じ、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから福祉保健局長が任命する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 公共交通機関、サービス業、教育分野等の事業者団体代表者等
  - (3) 前各号に掲げる者のほか、福祉保健局長が必要と認める者
- 3 臨時委員の任期は、調査審議する当該特別の事項又は専門の事項の調査審議に必要な期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により決定する。
- 3 会長は、会務を総理し、必要に応じて協議会を招集する。
- 4 副会長は、会長が委員の中から指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 会長及び副会長の任期は、委員としての任期と同じとする。

(関係者の意見聴取)

第6 協議会は、所掌事項の審議に際し、必要があると認めるときは、関係者から意見を聴くことができる。

(幹事)

第7 協議会及び部会における協議・検討の充実及び効率化を図るため、委員のほかにオブザーバー及び幹事を置く。

- 2 オブザーバー及び幹事は、福祉保健局長が任命する。
- 3 オブザーバー及び幹事は、協議会に出席し、協議・検討に必要な情報を提供するとともに、協議会で検討された事項に関する取組及び普及に努めるものとする。

(部会)

第8 協議会は、必要があるときは部会を設置することができる。

- 2 部会の設置及び構成は、会長が定める。

(協議会の公開)

第9 協議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(協議会に係る資料の取扱い)

第10 協議会に係る資料は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(庶務)

第11 協議会に関する庶務は、東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課において処理する。

(秘密の保持)

第12 協議会の委員、これらの会議に出席した者等協議会の関係者は、相談事例に係る

障害者等の個人情報の保護に十分留意し、正当な理由なくその職務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成28年6月15日28福保障計第452号)

この要綱は、決定の日から施行する。